

令和4年3月25日
四国電力株式会社

新たな料金条件および料金表の設定に関するお知らせ

当社はこのたび、高圧・特別高圧供給を対象に、燃料費調整単価の算定方法を変更した新たな料金条件および料金表（令和4年6月1日実施）を定め、今後、四国エリアで新規に当社とご契約いただくお客さまへ適用させていただくことといたしました。

なお、現行の料金条件および料金表（令和2年4月1日実施）にもとづきご契約いただいているお客さまにつきましては、当面の間、現行の料金条件および料金表を適用させていただきます。

1. 新たな料金条件および料金表の内容

資源価格を適切に反映し、安定した電力供給を継続することを目的とし、燃料費調整額の算定に用いる平均燃料価格の上限額の設定を撤廃します。

なお、料金単価など、その他の諸条件に変更はありません。

2. 実施時期

令和4年6月1日実施

3. 現行の料金条件および料金表の取扱い

現行の料金条件および料金表（令和2年4月1日実施）につきましては、令和4年4月4日をもって、新規ご契約の申込受付を終了させていただきます。

令和4年4月5日以降に新規ご契約の申込みを受け付けたお客さまについては、令和4年5月31日までは現行の料金条件および料金表、令和4年6月1日以降は新たな料金条件および料金表を適用いたします。

4. 新たな料金条件および料金表の掲載先

<https://www.yonden.co.jp/business/price/plan/index.html>

お客さまには、何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以 上